

○枚方市社会教育委員設置条例

昭和 26 年 2 月 28 日

条例第 194 号

第 1 条 本市に社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条に基づく社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条 委員の定数は 15 人以内とする。

（昭 38 条例 21・一部改正）

第 3 条 委員の任期は 2 カ年以内とする。但し、重任を妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭 34 条例 34・一部改正）

第 4 条 委員の運営その他必要な事項に関しては、委員相互の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 34 年 12 月 25 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 7 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。